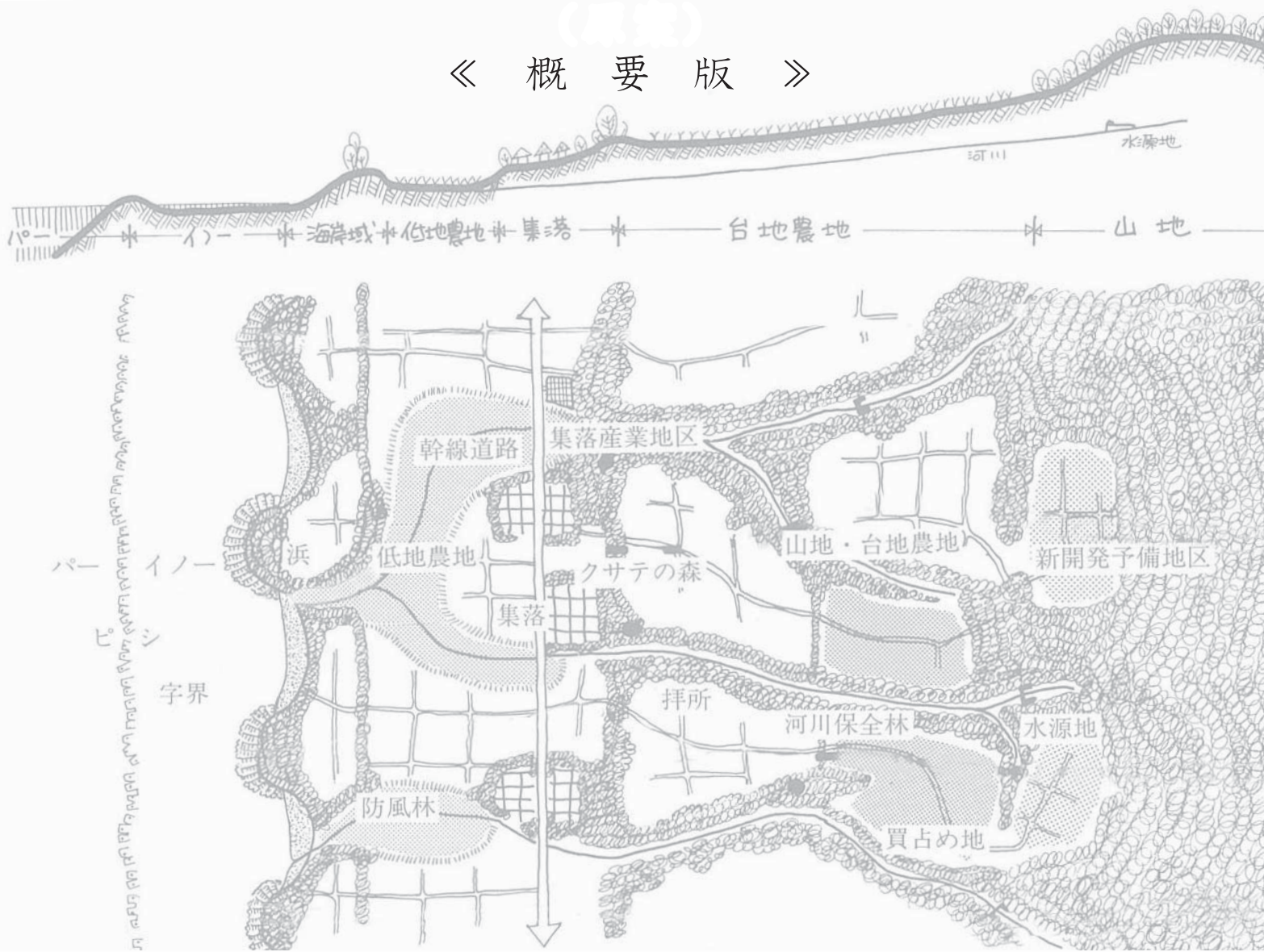


今帰仁村景観計画

《 概要版 》



平成 25 年 3 月
今 帰 仁 村



景観計画の目的

今帰仁村は沖縄本島北部に位置する人口約9,500人（平成25年現在）の農村であり、「ムラ・人・農が織りなすゆがふむら・今帰仁」を将来像としています。本村では、農地が織りなす今帰仁らしい景観を保存、継承、発展させていくこと、また地域振興にも寄与する景観づくりを進めることを目的として本計画を策定します。

景観計画は、本村における景観特性、本村が目指すべき「景観像」及び「景観形成に関する基本方針」等を示し、行政、事業者及び村民等の多様な主体が共通の景観形成のビジョンを有し、さらに、「良好な景観形成のための行為の制限」等を定めることにより、より実効性の高い景観形成を推進することを目的とします。

今帰仁村の景観の特性

本村の景観は、美しい自然海岸や乙羽岳を頂きとした山々、世界遺産に登録された「琉球王国のグスクおよび関連遺産群」のひとつである今帰仁城跡、今泊や諸志などに代表される緑豊かな集落の景観、低位段丘に広がる農地の景観、さらには古宇利大橋やワルミ大橋などの公共施設が作りだす景観など、さまざまな要素で構成されています。これらの景観要素を、「自然や地形が織りなす景観」「歴史や文化が醸し出す景観」「生活や営みが紡ぎだす景観」「公共施設が作りだす景観」の4つに分類します。

【主な景観要素の分類】

景観要素大分類	景観要素小分類	景観要素の内容
ア．自然や地形が織りなす景観	①地形（眺望）	山頂や海岸からの眺望
	②山並み・緑	乙羽岳・カルスト地形の山並み、諸志御嶽の植物群落や地域のシンボルとなる大木等の緑の景観
	③海岸	砂浜やハンタ等、多様な形態の海岸の景観
	④河川	大井川や志慶真川等の河川景観
イ．歴史や文化が醸し出す景観	①歴史・文化的景観資源	今帰仁城跡や運天港、宿道（すくみち）や沿道の蔡温松等の歴史・文化的景観
ウ．生活や営みが紡ぎだす景観	①中心市街地	仲宗根の中心市街地の景観
	②集落景観と歴史	今泊に代表される伝統的な集落景観
	③住宅地	新たに建設される戸建住宅等の景観
	④農地	平坦地に広がる農地や山間部の農地の景観
	⑤所作（しよさ）	祭りや祭祀等の人々の所作が生み出す景観
エ．公共施設が作りだす景観	①橋梁	古宇利大橋、ワルミ大橋の橋梁の景観
	②道路	国道505号等の主要道路の景観
	③交流拠点	運天港等の交流拠点となる施設がつくる景観

景観形成に関する方針

■ 景観計画区域の指定

本村においては、より良い景観づくりや景観を守っていくため、景観法に基づく景観計画区域を本村全体とし、さらに本村の海の景観を構成する重要な要素であるサンゴ礁海域（イノー、干瀬、礁斜面）までを含むものとします。



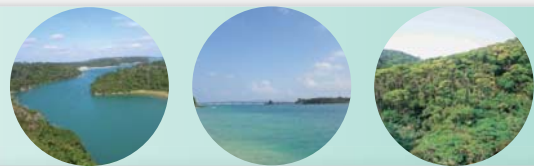
■ 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針

基本姿勢

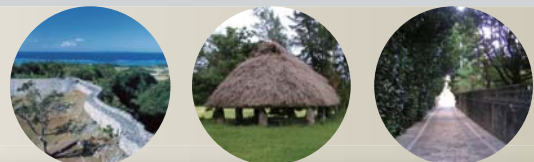
今帰仁の自然と歴史と人々が織りなす景観の保全・継承・創造

基本方針

ア - 山、原、海から構成される豊かな自然景観を守り、育みます。



イ - 歴史を彩る北山文化を継承し、悠久の歴史を感じさせる空間の形成に努めます。



ウ - それぞれのムラ（字）の個性を活かし、落ち着きある集落景観を形成します。



エ - 「農」が織りなすゆとりとうるおいある景観を保全・修景します。



オ - 活力にあふれ、郷愁ただようマチ（市街地）の景観を創出します。



カ - 周囲の自然と調和した風格ある公共空間の景観形成に努めます。



■ ゾーン別景観形成の方針

【干瀬・イノー地域】

方針：「干瀬・イノー地域の豊かなサンゴ礁のくり出す景観を保全・再生します」

本村の北側に広がる海にはサンゴ礁が発達しており、干潮時に干出す干瀬及びその内側イノー（礁池）が豊かな海域の景観を形成しています。先人から受け継いだ干瀬・イノー地域の豊かなサンゴ礁のくり出す景観を保全・再生します。



【集落の浜地域】

方針：「地域住民の生活空間としての景観を守ります」

字今泊から宇崎山の海岸を集落の浜地域とします。特に本地域においては、小さな浜がいくつもあり、それらの浜と各集落の生活は深く関わっています。したがって、海岸を地域住民の生活空間としてとらえ、その落ち着きのある景観を保全します。



【炬港（ターミナト）地域】

方針：「かつて天然港として利用されていた風格ある景観を守り・育てます」

大井川河口に位置する炬港（ターミナト）地域は、かつて山原船などが行き交った港があった地域で、トーグムイ（唐小堀）など中国（唐）と貿易をしていた時代の痕跡を示す地名があります。海岸は崖地になっており、豊かな緑に囲まれた地域であり、その自然的・歴史的景観を保全します。

【村民の浜地域】

方針：「古宇利島への眺望を守り・古宇利島からの眺望を意識した景観形成を図ります」

ウップマビーチや運動公園、宿泊施設などが立地する観光・レクリエーション機能を有した海岸です。また、本地域は古宇利島への眺望が良好な地域でもあります。観光振興に資する施策を展開しつつも、古宇利島への眺望を阻害しないよう配慮し、かつ古宇利島からの眺望の対象景観としても配慮します。



【ワルミ海峡地域】

方針：「ワルミ海峡・羽地内海を包む海岸として、自然景観を保全します」

ワルミ海峡地域は、運天から湧川の海岸であり、ワルミ海峡や羽地内海など変化に富んだ自然景観を有する海岸です。したがって、その自然景観の保全を基本に考える地域として、その地形的特徴や豊かな自然景観を保全していくものとします。



【農業地域】

方針：「活力に満ちた農地景観を育みます」

農業は本村の基幹産業であり、農地が本村の景観に与える影響は大きい。本村の農地は、海側の低層台地と山側の山地台地に広がります。本村の地形を活かした農業景観を保全するとともに、農地の利用を促進し、農業活動の活力に満ちた美しい農地景観を育んでいきます。



【伝統的集落地域】

方針：「歴史・文化的集落景観を後世に引き継ぎます」

本村の各集落は、豊かなフクギの屋敷林（抱護林）が多く残り、湧泉（カー/ハー）や馬場跡、神アサギ、御嶽等の歴史的な空間の残る伝統的集落景観を形成しています。また、そこで行われる祭りや祭祀なども重要な景観要素です。これらの空間及び景観は先人から受け継いだ重要な文化であり、地域住民の生活や信仰と深く結びついています。したがって、集落の歴史的背景や集落形態など各々の個性を理解しつつ、そこに残る歴史・文化的要素を保全し、伝統的な集落景観を後世へ引き継ぐことが我々の責務であります。



【集落地域】

方針：「周辺との調和に努め、緑豊かで静かな集落景観をつくります」

越地、渡喜仁、呉我山については比較的新しく創設（分字）された集落であります。1、2階程度の戸建て住宅が中心で、緑も多く、周辺の農地や緑地に調和した景観を形成しています。したがって、今後も周辺との調和に努め、緑豊かで静かな集落景観の形成に努めます。



【中心市街地地域】

方針：「今帰仁のマチらしい商業景観を育み、賑わいを創造します」

商業機能や行政サービス機能などが集積した仲宗根は、本村の中心市街地を形成する地域です。本地域は昔ながらの商業地としての景観を残しており、そのポテンシャルを最大限に活用した今帰仁のマチらしい景観形成を図り、賑わいの創出に努めます。

【山林地域】

方針：「今帰仁の美林を保全します」

乙羽岳を頂として広がる豊かな緑は、本村の骨格的景観であり、多様な植生が見られる地域です。山林は生物の多様性の確保や水源涵養、二酸化炭素吸収源等多様な機能を有するとともに、緑が作り出す景観が村民に与える癒しの役割は計り知れません。したがって、山林地域においては、その美しい山並み（稜線）を保全します。



【古宇利地域】

方針：「古宇利島の稜線・島影を保全します」

古宇利島全域を古宇利地域として一体的に景観の保全・形成を図ります。古宇利島は古宇利大橋、ワルミ大橋の開通により、本村の観光拠点のひとつとして、重要な地域です。また、特徴的な自然景観や祭祀等の歴史・文化的景観要素も多く残っている地域です。したがって、古宇利島はその稜線や島影の保全を重視し、古宇利島を望める各地域からの眺望に十分配慮します。



【今帰仁城跡周辺地域】

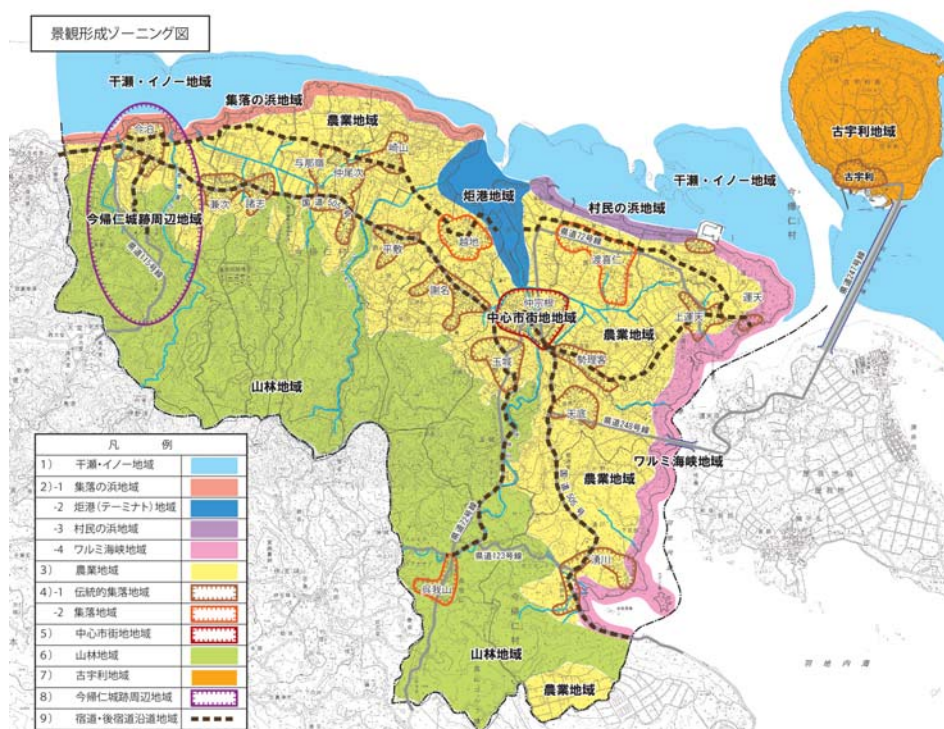
方針：「今帰仁城跡をシンボルとして、その景観保全や周辺の景観形成に努めます」

今帰仁城跡は2000年に世界遺産への登録がなされ、近年は、年間約25万人の観光客が訪れる本村の観光拠点であり、歴史的景観拠点であります。その歴史的な景観を周辺地域も含めて一体的に保全していく必要があります。整備に関してもその歴史性・文化性に配慮する必要があります。したがって、今帰仁城跡周辺地域に関しては、今帰仁城跡を本村景観形成のシンボルとし、その景観保全、周辺の景観形成に努めることとします。

【宿道・後宿道沿道地域】

方針「歴史的な道として往時を偲ばせる景観形成を図ります」

宿道（すくみち）とは、首里王府時代に整備された公道であり、各間切の番所と番所をつなぐ主要道路でした。村内では、国道505号がほぼそれにあたり、その沿道には琉球松が植えられ、現在も松の大木が多くみられます。また、国道505号の海側には後宿道（くしすくみち）があり、その沿道にも松の大木が残っており、歴史を感じさせる沿道景観を形成しています。したがって、宿道・後宿道沿道地域はこの歴史的な道として往時を偲ばせる景観形成に努めます。また、沿道に残る良好なフクギや松並木は保全・活用し、街路樹を活かした沿道景観の形成を図ります。



■ 景観形成重点地区

【景観形成重点地区について】

本村の良好な景観の形成を図るためには、地域の景観特性に応じた景観形成基準の設定が必要となります。村の中でも特に地域特性の色濃い景観が残っている地域や、村のシンボリックな景観及び良好な眺望景観などは、その景観特性に応じた景観形成基準により、その良好な景観を守り・育てていかなければなりません。

したがって、そのような地区を景観形成重点地区と位置付け、その他の地域（一般地域）とは、異なる景観形成基準を設けるものとします。

【景観形成重点地区の方針】

① 今帰仁城跡周辺保全地区

今帰仁城跡は、県内外から多くの観光客が訪れる観光拠点であります。歴史的な重要性もさることながら、城跡が醸し出す悠久の歴史を感じさせる壮大な景観は、本村の景観のひとつのシンボルであります。したがってその周辺における建築物や工作物の建設や開発行為等については、その行為が城跡の醸し出す景観に与える影響及び城跡からの眺望に与える影響を十分に考慮し、その位置や規模、意匠形態について計画することとします。

② 今帰仁城跡眺望保全地区

今帰仁城跡の御内原からの眺望は、緑豊かな傾斜地、その向こうには集落や農地が広がる村土、さらにその向こうには青い海が広がる良好なパノラマ景観を望むことができる本村を代表する眺望景観であります。その眺望を守るためには御内原から伊是名島を望む視線を中心に東西方向60°の範囲の景観が重要と考えられます。但し、西方60°の範囲においては、地形的に建築物等が景観を阻害する恐れが少ないため、東方概ね60°の範囲を今帰仁城跡眺望保全地区とします。今帰仁城跡眺望保全地区では、良好な眺望景観を阻害しないよう配慮することとします。

③ 今泊集落地区

今泊集落は、豊かなフクギ並木の屋敷林が残る集落であり、馬場跡など歴史的資源も多く有します。また、今帰仁城跡のふもとに位置することから、今帰仁城跡からの眺望の対象となる集落でもあります。したがって、豊かなフクギ並木屋敷林や、伝統的な地割を保全し、建築物や工作物はフクギ並木の高さを越えない高さを基本とします。さらに集落内道路については、フクギに囲まれたのどかな集落道として相応しい道路景観の形成を図ります。また、今帰仁城跡からの眺望に配慮し、大規模な屋根や派手な色彩の建築物など眺望に影響を与えるようなものは避けるよう努めます。

④ 運天集落地区

運天は、古くから重要な港として機能していた地区であり、海上交通の中心的な場所であった運天周辺には文化遺産が点在しています。また、港のコパティシヤ集落のフクギ並木などがその時代の雰囲気を残しています。更に、運天集落から北に位置するクンジャー集落についてもフクギの屋敷林や、背後の崖地や農地と一体となった良好な集落形態が残っています。したがって、運天地区においては、それらの歴史・文化的遺産への配慮やフクギ並木の屋敷林の保全を図ります。

⑤ 自然海岸地区

本村の海岸は、自然海岸がほとんどであり、白い砂浜やハンタなど多様な自然景観を有しています。また、伊是名島・伊平屋島などを望める良好な眺望点でもあります。

したがって、海岸付近への大規模な開発や建築物の建築は可能な限り抑え、海への眺望の確保や海岸のスケールに調和したものとします。また、小規模なものであっても、建築物等の少ない海岸付近においては目立つことから、色彩においても、周辺の自然環境に調和した色とし、可能な限り植栽等で自然景観になじませるよう努めます。

⑥ 国道 505 号・県道 248 号線沿道地区

国道505号及び県道248号線は、本村の骨格的な道路であり、隣接する名護市や本部町を結ぶ観光ルートとしての機能を持つなど、重要な主要幹線道路であります。また、国道505号については、首里王府時代に宿(すく)道(みち)として整備されており、沿道に残る琉球松の大木が歴史的な景観を形成していることから、保全が望まれます。

したがって、本地域は観光ルートとして周遊観光者に印象付ける良好な道路景観の形成を図り、また、歴史的な沿道景観を保全します。そのため、沿道の屋外広告物の規制や松並木等による緑豊かな沿道景観の創出及びその保全、また沿道の建物の高さや配置等基準を設け、ゆとりある道路空間の創出を図ります。

⑦ウッパマビーチ地区

当該地区は、大規模な海浜が広がり、宿泊施設が立地するなど、本村を代表するレクリエーション拠点であります。

したがって、良好な景観形成を図りつつも、観光振興に資する施設等の立地を許容します。ただし、古宇利島からの眺望した場合の海岸のスケールとの調和や背後の崖地や緑と調和した色彩に十分配慮することとします。

⑧古宇利集落地区

古宇利集落は、島の南側の斜面地に位置し、島の地形や緑と調和しています。高い建築物や工作物はあまり見られず、極端に島の稜線をおかす建物は見られません。また、集落内からは、屋我地島への豊かな自然景観が望むことができます。

したがって、古宇利集落においては、周辺の建築物の高さと斜面地という地形が作り出す景観に十分配慮することとします。特に、古宇利大橋等の眺望点から見た場合に、島の美しい稜線をおかさないう配慮します。また、大規模な壁面や擁壁等が生じないようにすることとします。

⑨古宇利遠見台地区

古宇利の遠見台は島のほぼ中央に位置し、かつては付近を通る唐船や異国船を見張り、烽火をあげて首里王府へ知らせる通信網の役目を担っていました。歴史・文化景観資源としても眺望点としても重要な場所と言えます。また、島で最も標高が高い場所にあることから、その高さを超える建築物や工作物が周辺に立地することは望ましくありません。

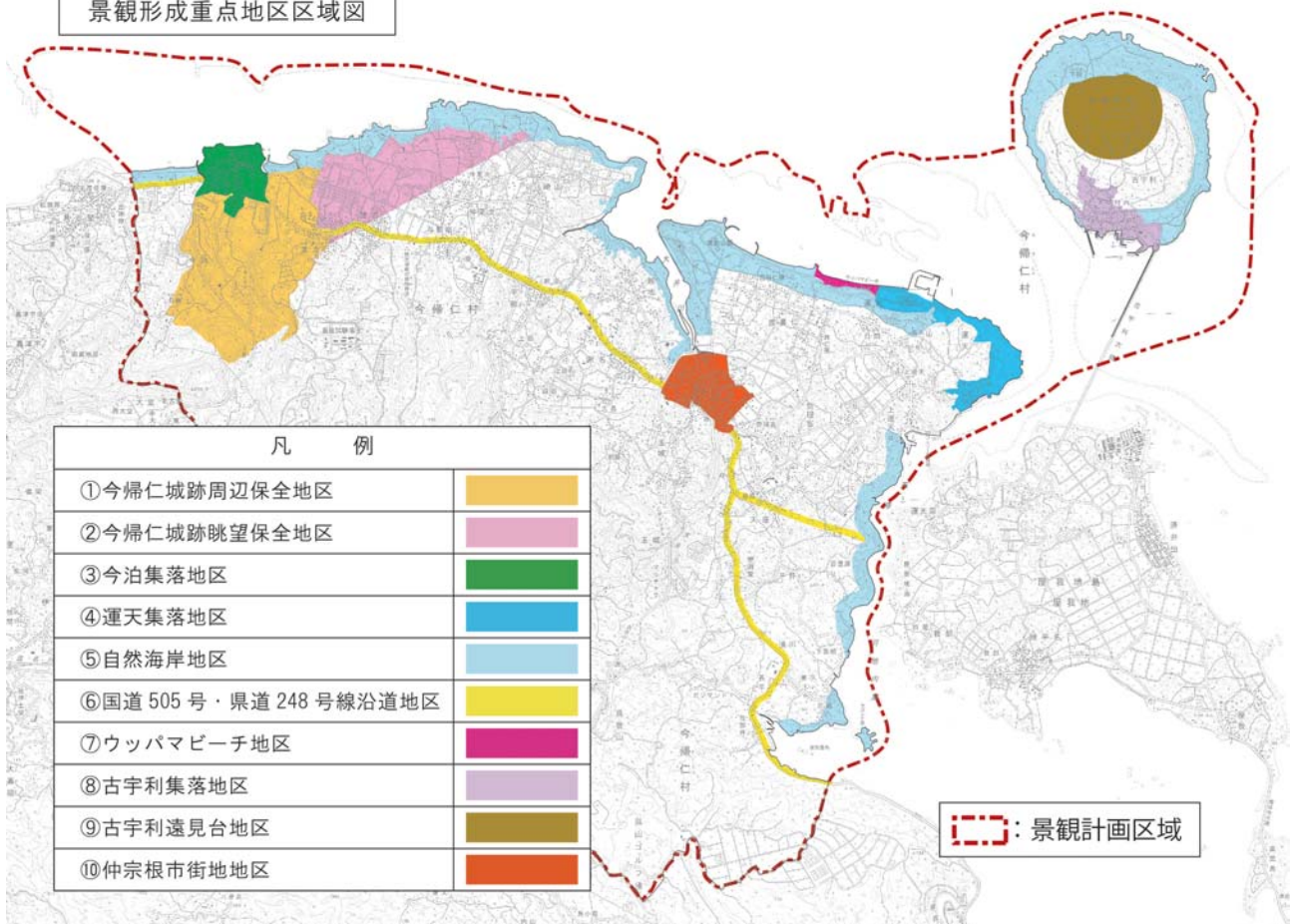
したがって、遠見台地区においては、かつての遠見台の役目としての確保すべき眺望（伊是名や国頭村伊次、具志堅の大嶺原、伊江島への眺望）を守るため、建築物や工作物の高さを可能な限り抑え、遠見台からの眺望に影響を与えないよう十分に配慮します。また、建築物や工作物が遠見台から目立たないよう、敷地内の緑化や樹木の配置・高さ等について検討します。

⑩仲宗根市街地地区

仲宗根市街地地区は、今帰仁村役場やコミュニティーセンター等の公共施設や、商業・業務施設が集まる地区です。市街地のまち並みは、趣のある商店や売店などが、なつかしさを感じさせる空間を創出しています。また、本村の主要道路である国道505号が現在整備中であり、今後、新たな賑わい空間としての景観形成が期待されます。

したがって、昔ながらの市街地景観を残しながら、産業振興や雇用促進等による活性化を図るなど、今帰仁らしい市街地としての景観を形成します。

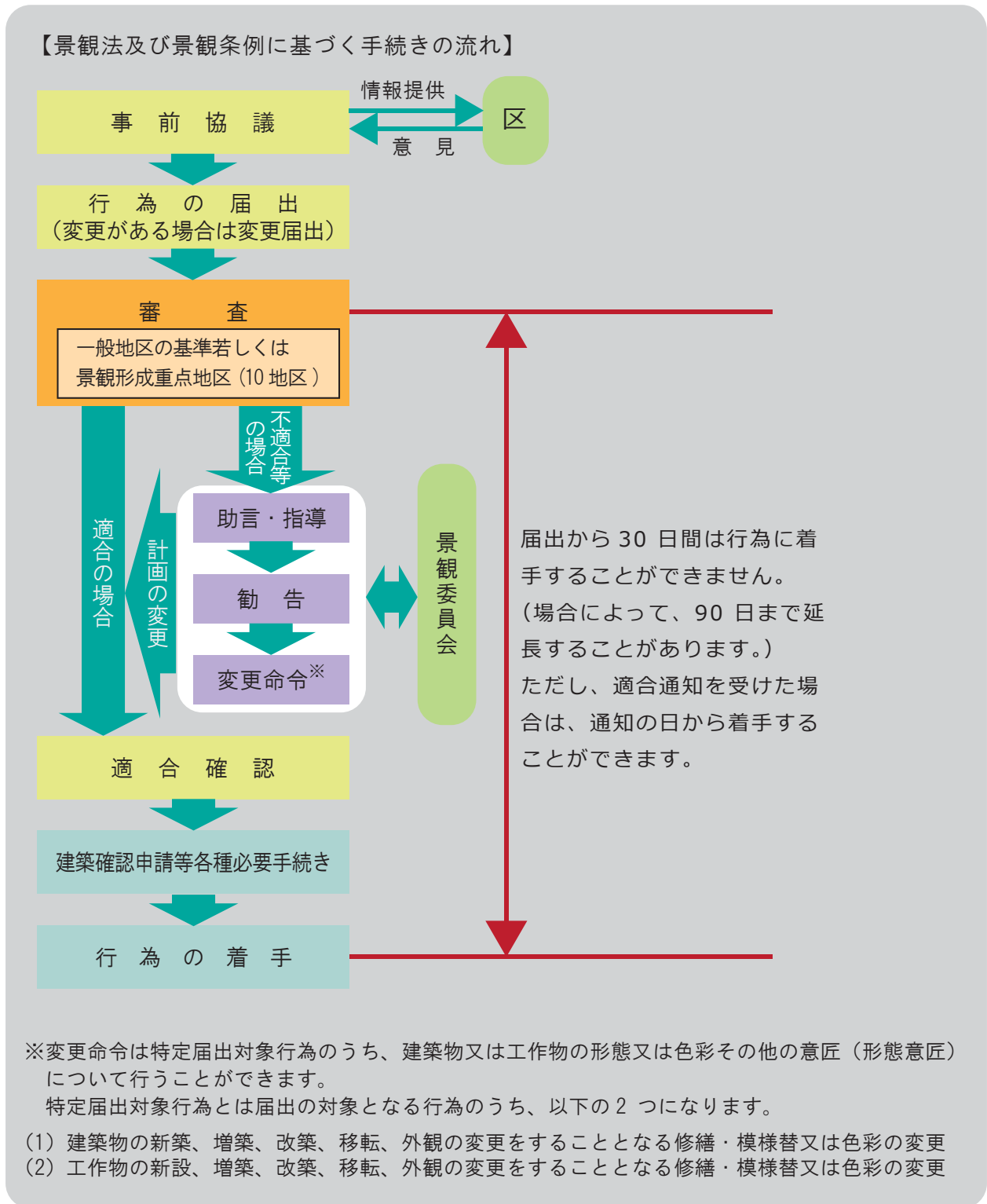
景観形成重点地区区域図



良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

■ 景観計画・景観条例の手続き

景観法及び景観条例に基づく手続きの概要は、次の表のとおりです。また、次頁以降に届出対象行為、景観形成基準について記載しています。



■届出対象行為

(1) 届出の対象となる行為（届出対象行為）

景観法及び景観条例に基づき、良好な景観の形成に大きな影響を与えることが想定される以下の行為を届出の対象とします。

- 1) 建築物の新築、増築、改築、移転、外観の変更をすることとなる修繕・模様替又は色彩の変更
- 2) 工作物の新設、増築、改築、移転、外観の変更をすることとなる修繕・模様替又は色彩の変更
- 3) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為
- 4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- 5) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積

(2) 届出の対象とする規模

届出対象行為について、届出の対象となる規模は以下のとおりです。

対象となる行為	対象とする規模	
1) 建築物の新築、増築、改築、移転、外観の変更をすることとなる修繕・模様替又は色彩の変更	<ol style="list-style-type: none"> ① 建築物の高さが7メートルを超えるもの。 ② 建築物の延べ床面積が300平方メートルを超えるもの。 ③ ①又は②に該当する建築物のうち、外観の変更の範囲が外壁各面合計面積の過半となるもの。 	<p>超えるが7mを</p> <p>延べ床面積 300m²を超える</p>
2) 工作物の新築、増築、改築、移転、外観の変更をすることとなる修繕・模様替又は色彩の変更	<ol style="list-style-type: none"> ① 擁壁、垣（生け垣を除く）、さく、塀その他これらに類するもので、高さが3メートルを超えるもの。 ② 彫像、記念碑、煙突、排気塔、鉄筋コンクリート造の柱、金属製の柱、電波塔、物見塔、装飾塔、記念塔、広告塔、高架水槽、冷却塔、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーランド、コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシュプラント、自動車車庫の用に供する立体的な施設、石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵又は処理する施設、污水处理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設、墳墓、電気供給又は有線電気通信のための電線路、空中線（その支持物を含む）その他これらに類するものうち、高さ（工作物が建築物と一体となって設置される場合にあつては、全体の高さ）が、10メートルを超えるもの、又は築造面積が500平方メートルを超えるもの。 ③ 屋外に設置する自動販売機で高さが1.5mを超えるもの ④ ①又は②に該当する工作物のうち、外観の変更の範囲が10平方メートルを超えるもの。 	<p>高さ3m超</p> <p>高さ10mを超える</p> <p>又は築造面積500m²超</p> <p>高さ10mを超える</p>
3) 都市計画法第4条第12項に準ずる開発行為	土地の面積が500平方メートルを超えるもの。	<p>面積が500m²を超えるもの</p>
4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	当該行為にかかる土地の面積が3,000平方メートルを超えるもの。	
5) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積	その集積又は貯蔵の高さが4メートルを超えるもの、又はその用に供される土地の面積が3,000平方メートルを超えるもの。	<p>高さ4m超</p> <p>土地の面積が3000m²超</p>

■ 景観形成基準

(1) 景観形成基準（一般地区）

届出対象行為に該当する行為を行う際に遵守すべき基準（景観形成基準）を以下のとおり定めます。

1) 建築物の新築、増築、改築、移転、外観の変更をすることとなる修繕・模様替又は色彩の変更

項目	景観形成基準（一般地区）
高さ	<ul style="list-style-type: none"> i) 建築物の高さは、原則として軒の高さ11メートル以下（3階以下）とすること。 ii) 主要な視点場※から見た場合に、背景となる山の稜線を超えないこと。 ※眺望するために設置された場所又は眺望することができる場所のうち、不特定多数の人々が自由に立ち入ることができ、視点近傍に阻害要因がなく、視線を遮られずに眺望できる場所 iii) フクギの屋敷林等が周辺にある場合は、その高さを超えないこと。 iv) 周辺の主要な眺望点からの眺め（景色）に著しく影響を及ぼさない高さであること。 v) 周辺が低層の住宅地である場合は、まちなみ（スカイラインの連続性）を考慮した高さとする。 vi) 周辺にランドマークとなるような建造物や大木がある場合は、その高さを超えないこと。
配置	<ul style="list-style-type: none"> i) 建築物の壁面は道路境界や敷地境界からはできる限り後退し、ゆとりと潤いのある空間の創出に配慮すること。 ii) 周辺に御嶽等の歴史・文化的景観要素がある場合は、それらに十分に配慮した配置とすること。 iii) 現に良好な景観が形成されている地域に近接する場合、または良好な景観を形成する必要がある地域は、隣地や周辺との連続性に配慮した高さ及び配置とすること。
意匠形態	<ul style="list-style-type: none"> i) 伝統的な集落地域においては、周辺と調和する勾配屋根とする等配慮すること。 ii) 現に良好な景観が形成されている地域に近接する場合、または良好な景観を形成する必要がある地域は、隣地や周辺との連続性に配慮した形態及び意匠とすること。 iii) 本村の特徴的な起伏のある地形に配慮するよう工夫すること。 iv) 建築物が大規模になる場合は、分棟、分節、雁行等によりボリューム感を軽減し、周辺景観と調和した建築スケールとするよう努めること。 vi) 照明の光源は、周辺の環境に配慮した穏やかなものとし、光源の配置、点灯時間、照射面積等については、近隣の迷惑とならないようにする。
色彩	<p>【屋根の色彩】</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 極端な高彩度、低明度を避けること。 <p>【外壁面の色彩】</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 原色系の派手な色は使用せず、落ち着いた色彩（マンセル値：明度8以上、彩度2以下）とすること。 ii) 背景となる山の緑や海の青や農地の色彩との調和に配慮すること。
素材	<ul style="list-style-type: none"> i) 素材は、周辺の景観との調和に配慮したものとする。 ii) 本県の景観特性を特徴づける地場産材を、できる限り活用すること。 iii) 耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材を、できる限り使用すること。
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> i) 敷地内の緑化に努め、その緑が周辺からも眺められるよう工夫すること。 ii) フクギ屋敷林等の良好で伝統的な景観が残された地域においては、周辺との調和を図るよう同様の樹木を植栽するよう努めること。 iii) 景観資源となる既存の緑地、フクギ等を保全・活用すること。 iv) 沿道において、生垣や植栽等、可能な限り緑化に努め、緑陰を多く形成すること。また沿道にリュウキュウマツやフクギ等がある場合は、保全すること。 v) 大規模な駐車場を設ける場合は、可能な限り緑化に努め、緑陰を多く形成すること。また、生垣や中高木で周囲を緑化し、道路から駐車中の自動車が見えにくい構造とすること。
垣・柵	<ul style="list-style-type: none"> i) 可能な限り生垣又は石垣とし、ブロック塀等の人工物を用いる場合は、1メートル以下に高さを抑え敷地内の緑が周辺に潤いを与えるよう工夫すること。 ii) 良好な景観を形成している既存のフクギ等の屋敷林及び石垣は、保全・活用すること。 iii) まちなみを無機質にする長大なブロック塀等は避けること。

項目	景観形成基準（一般地区）
その他	<ul style="list-style-type: none"> i) 外壁又は屋上に設ける設備は、パラペットやルーバー等で覆い、露出させず目立たないように配慮すること。やむを得ず露出する場合は、公共空間から見えにくい位置に設置するよう努めること。 ii) 敷地内の既存建築物等が景観を阻害している場合は、できる限り周辺の景観に調和させること。

2) 工作物の新築、増築、改築、移転、外観の変更をすることとなる修繕・模様替又は色彩の変更

項目	景観形成基準
高さ	<ul style="list-style-type: none"> i) 工作物（電気供給又は有線電気通信のための電線路、空中線（その支持物を含む）その他これらに類するものを除く。）の高さ（工作物が建築物と一体となって設置される場合にあつては、全体の高さ）は、原則として15メートル以下（各重点地区においては10メートル以下）とすること。但し、本村の景観形成に関する方針に則している場合においてはその限りではない。また、擁壁の場合は、直立させず、極力高さを抑えること。 ii) 背景となる山の稜線を超えないこと。 iii) 周辺の主要な眺望点からの眺め（景色）に著しく影響を及ぼさない高さであること。
配置	<ul style="list-style-type: none"> i) 既存の地形や樹木等の景観的特徴を阻害しない配置とすること。 ii) 周辺に御嶽等の歴史的景観要素がある場合は、それらに十分に配慮した配置とすること。 iii) 海岸付近に築造する場合は、著しく海への眺望を妨げない配置、規模とすること。 iv) 現に良好な景観が形成されている地域に近接する場合、または良好な景観を形成する必要がある地域は、周辺に配慮した高さ及び配置とすること。 vi) 照明の光源は、周辺の環境に配慮した穏やかなものとし、光源の配置、点灯時間、照射面積等については、近隣の迷惑とならないようにする。
形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> i) 現に良好な景観が形成されている地域に近接する場合、または良好な景観を形成する必要がある地域は、周辺に配慮した形態及び意匠とすること。 ii) 建築物と一体的に築造する場合は、当該建築物と調和したデザインとなるよう配慮すること。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> i) 極端な高彩度、低明度を避けること。 ii) 背景となる山の緑や海の青や農地との調和に配慮すること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> i) 擁壁は、石積擁壁や自然の素材を用い、周辺の景観との調和を図ること。

3) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為

- i) 大規模なり面が生じないようにすること。
- ii) のり面は可能な限り緑化可能な勾配とすること。
- iii) 擁壁が生じる場合には、擁壁は直立せず、極力高さを抑えること。
- iv) 擁壁が生じる場合には、自然石や植栽等により周辺景観との調和に配慮すること。
- v) 敷地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限り保存又は移植によって修景に活かすこと。

4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

- i) 土石の採取、鉱物の掘採の方法が露天掘りでなく、かつ、採取を行う土地及びその周辺の景観に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- ii) 採取を終了し、又は休止するときにあつては、当該終了部分又は休止部分について、必要な埋め戻しを行い、かつ緑化を行うこと。
- iii) 敷地周辺の緑化等、周辺の道路から遮へいに努めること。

5) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積

- i) 堆積を行う土地及びその周辺の土地の区域における景観に十分配慮すること。
- ii) 堆積高さが概ね5メートル以下であること。
- iii) 堆積物から堆積に係る敷地の境界線までの距離を3メートル以上設けること。
- iv) 堆積に係る敷地の外周に沿って、堆積物を遮へいするに十分な塀又は植栽帯が設けられていること。
- v) 自然的、社会経済的条件にかんがみ、堆積の期間が必要最小限と認められるものであること。

(2) 景観形成基準（重点地区）

①今帰仁城跡周辺保全地区

項目	景観形成基準
高さ	<ul style="list-style-type: none"> i) 建築物の高さは、原則として軒の高さ8メートル以下（2階以下）とすること。 ii) 今帰仁城跡の御内原を視点場に、良好な眺望景観に配慮した高さとする。 iii) 周辺の主要な眺望点から今帰仁城跡の眺め（景色）に著しく影響を及ぼさない高さであること。
配置	<ul style="list-style-type: none"> i) 今帰仁城跡に十分に配慮した配置、規模とすること。 ii) 国道505号沿道については、建築物の壁面は国道505号からはできる限り後退し、ゆとりと潤いのある空間の創出に配慮すること。
意匠形態	<ul style="list-style-type: none"> i) 今帰仁城跡の歴史的な景観や、周辺の山並みと調和するよう、出来る限り勾配屋根とすること。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> i) 今帰仁城跡で使用されている素材の色彩及び周辺の緑と調和した色とすること。 ii) 国道505号沿道については、リュウキュウマツやフクギ等、沿道の緑及び空の色と調和した色彩とすること。 iii) 外壁面の色彩は原色系の派手な色は使用せず、落ち着いた色彩（マンセル値：明度8以上、彩度2以下）とすること。 iv) 屋根の色彩は極端な高彩度、低明度を避けること。
素材	一般地区と共通
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> i) 大規模なり面が生じた場合は樹木を植栽する等、緑化をすること。 ii) 敷地面積に対し、緑化率10%とすること。 iii) 国道505号沿道について、リュウキュウマツやフクギ等がある場合は、保全すること。また生垣や植栽等、可能な限り緑化に努め、緑陰を多く形成すること。
垣・柵	一般地区と共通
その他	一般地区と共通

②今帰仁城跡眺望保全地区

項目	景観形成基準
高さ	<ul style="list-style-type: none"> i) 建築物の高さは、原則として軒の高さ8メートル（2階以下）以下とすること。 ii) 良好な眺望景観に影響の無い高さとする。
配置	<ul style="list-style-type: none"> i) 今帰仁城跡に十分に配慮した配置、規模とすること。
意匠形態	<ul style="list-style-type: none"> i) 良好な眺望景観を保全するため、目立たない意匠・形態とすること。 ii) 景観を著しく阻害する屋根は設けないこと。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> i) 良好な眺望景観を保全するため、目立たない色とすること。 ii) 外壁面の色彩は原色系の派手な色は使用せず、落ち着いた色彩（マンセル値：明度8以上、彩度2以下）とすること。 iii) 屋根の色彩は極端な高彩度、低明度を避けること。
素材	一般地区と共通
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> i) 建築物を新築・建替える際、その敷地内に良好な樹木がある場合は、できる限り保全すること。樹木を伐採した場合には、それに代わる樹木を植えること。 ii) 御内原からの眺望を考慮し、建物が目立たないよう樹木を植栽するなど工夫すること。
垣・柵	<ul style="list-style-type: none"> i) 生垣又は石垣を基本とすること。
その他	一般地区と共通

③今泊集落地区及び④運天集落地区

項目	景観形成基準
高さ	i) 建築物の高さは、原則として軒の高さ 8メートル以下（2階以下）とすること。
配置	i) 一般地区と共通 ii) 国道 505号沿道については、建築物の壁面は国道 505号からはできる限り後退し、ゆとりと潤いのある空間の創出に配慮すること。
意匠形態	i) 既存の樹木の緑が形成する景観と調和するよう、できる限り勾配屋根とすること。
色彩	i) 集落に残る樹木の緑と調和した色彩とすること。 ii) 国道 505号沿道については、リュウキュウマツやフクギ等、沿道の緑及び空の色と調和した色彩とすること。 iii) 外壁面の色彩は原色系の派手な色は使用せず、落ち着いた色彩（マンセル値：明度 8以上、彩度 2以下）とすること。 iv) 屋根の色彩は極端な高彩度、低明度を避けること。
素材	一般地区と共通
敷地の緑化	i) 建築物を新築・建替える際、その敷地内に良好な樹木がある場合は、できる限り保全すること。樹木を伐採した場合には、それに代わる樹木を植えること。 ii) 国道 505号沿道について、リュウキュウマツやフクギ等がある場合は、保全すること。また生垣や植栽等、可能な限り緑化に努め、緑陰を多く形成すること。
垣・柵	一般地区と共通
その他	一般地区と共通

⑤自然海岸地区

項目	景観形成基準
高さ	i) 建築物の高さは、原則として軒の高さ 8メートル以下（2階以下）とすること。 ii) 視点場となる眺望点からの海への眺望に配慮した高さとする。こと。 iii) 自然景観の美しさと調和を損なわない高さとする。
配置	i) 海岸付近に建築する場合は、著しく海への眺望を妨げない配置、規模とすること。
意匠形態	i) 美しい自然海岸との調和を損なわない形態とする。
色彩	i) 白砂やイノーが創り出す色彩、空の色、周辺の緑と調和した色彩とすること。 ii) 外壁面の色彩は原色系の派手な色は使用せず、落ち着いた色彩（マンセル値：明度 8以上、彩度 2以下）とすること。 iii) 屋根の色彩は極端な高彩度、低明度を避けること。
素材	一般地区と共通
敷地の緑化	i) 敷地面積に対し、緑化率 10%とすること。
垣・柵	一般地区と共通
その他	一般地区と共通

⑥国道 505 号・県道 248 号線沿道地区

項目	景観形成基準
高さ	i) 建築物の高さは、原則として軒の高さ 11 メートル以下（3 階以下）とすること。
配置	i) 建築物の壁面は国道 505 号・県道 248 号線や敷地境界からはできる限り後退し、ゆとりと潤いのある空間の創出に配慮すること。 ii) ゆとりと潤いのある空間を確保するため、道路境界より 1.5 メートルセットバックをすること。ただし、道路拡幅整備等により十分な歩行空間が確保されている場合や、敷地が狭隘な場合はその限りでない。
意匠形態	i) 沿道のリュウキュウマツやフクギ等と調和するよう、できる限り勾配屋根とすること。
色彩	i) リュウキュウマツやフクギ等、沿道の緑及び空の色と調和した色彩とすること。 ii) 外壁面の色彩は原色系の派手な色は使用せず、落ち着いた色彩（マンセル値：明度 8 以上、彩度 2 以下）とすること。 iii) 屋根の色彩は極端な高彩度、低明度を避けること。
素材	一般地区と共通
敷地の緑化	i) 沿道において、生垣や植栽等可能な限り緑化に努め、緑陰を多く形成すること。 ii) 沿道にリュウキュウマツやフクギ等がある場合は、保全すること。
垣・柵	一般地区と共通
その他	一般地区と共通

⑦ウップアマ地区

項目	景観形成基準
高さ	i) 建築物の高さは、原則として高さ 18 メートル以下とすること。
配置	一般地区と共通
意匠形態	i) 赤瓦や琉球石灰岩などの地場産材を用いるなど、沖縄らしいリゾート景観の創出に配慮する。
色彩	i) 白砂やイノーが創り出す色彩、空の色、周辺の緑と調和した色彩とすること。 ii) 外壁面の色彩は原色系の派手な色は使用せず、落ち着いた色彩（マンセル値：明度 8 以上、彩度 2 以下）とすること。 iii) 屋根の色彩は極端な高彩度、低明度を避けること。
素材	一般地区と共通
敷地の緑化	i) 敷地面積に対し、緑化率 10%とすること。
垣・柵	一般地区と共通
その他	一般地区と共通

⑧古宇利集落地区

項目	景観形成基準
高さ	i) 建築物の高さは、原則として軒の高さ8メートル以下(2階以下)とすること。 ii) 古宇利大橋の中央部を視点場とした際、背景となる島の稜線を超えないこと。 iii) 住宅及び営業目的の建物を建てる場合は、集落の景観を損ねたり、周辺の先住者の景観を遮る物を建てないこと。
配置	i) 古宇利大橋や運天からの眺望に配慮した配置とする。
意匠形態	i) 既存の樹木の緑が形成する景観と調和するよう、できる限り勾配屋根とすること。
色彩	i) 島の緑の稜線及び空の色と調和した色彩とすること。 ii) 外壁面の色彩は原色系の派手な色は使用せず、落ち着いた色彩(マンセル値:明度8以上、彩度2以下)とすること。 iii) 屋根の色彩は極端な高彩度、低明度を避けること。
素材	一般地区と共通
敷地の緑化	i) 建築物を新築・建替える際、その敷地内に良好な樹木がある場合は、できる限り保全すること。樹木を伐採した場合には、それに代わる樹木を植えること。 ii) 敷地内の庭に集落の景観を著しく損なうものを放置しないこと。
垣・柵	一般地区と共通
その他	一般地区と共通

⑨遠見台地区

項目	景観形成基準
高さ	i) 建築物の高さは、原則として軒の高さ8メートル以下(2階以下)とすること。
配置	i) かつての遠見台の役目としての確保すべき眺望(伊是名や国頭村伊次、具志堅の大嶺原、伊江島への眺望)を守るため、建物の配置を工夫すること。 ii) 良好な眺望景観を保全するため、目立たない配置とすること。
意匠形態	i) 良好な眺望景観を保全するため、目立たない意匠・形態とすること。
色彩	i) 島の緑の稜線及び空の色と調和した色彩とすること。 ii) 外壁面の色彩は原色系の派手な色は使用せず、落ち着いた色彩(マンセル値:明度8以上、彩度2以下)とすること。 iii) 屋根の色彩は極端な高彩度、低明度を避けること。
素材	一般地区と共通
敷地の緑化	一般地区と共通
垣・柵	一般地区と共通
その他	一般地区と共通

⑩仲宗根市街地地区

項目	景観形成基準
高さ	i) 建築物の高さは、原則として軒の高さ13メートル以下(4階以下)とすること。
配置	i) 一般地区と共通 ii) 国道505号沿道については、ゆとりと潤いのある空間を確保するため、道路境界より1.5メートルセットバックをすること。ただし、道路拡幅整備等により十分な歩行空間が確保されている場合や、敷地が狭隘な場合はその限りでない。
意匠形態	一般地区と共通
色彩	一般地区と共通
素材	一般地区と共通
敷地の緑化	i) 敷地内の緑化に努め、その緑が周辺からも眺められるよう工夫すること。 ii) 景観資源となる既存の緑地、フクギ等を保全・活用すること。 iii) 国道505号沿道において、生垣や植栽等、可能な限り緑化に努め、緑陰を多く形成すること。また沿道にリュウキュウマツやフクギ等がある場合は、保全すること。 iv) 大規模な駐車場を設ける場合は、可能な限り緑化に努め、緑陰を多く形成すること。また、生垣や中高木で周囲を緑化し、道路から駐車中の自動車が見えにくい構造とすること。
垣・柵	一般地区と共通
その他	一般地区と共通

景観づくりの推進に向けて

■各主体の役割

本村の景観づくりは、村民、事業所や行政等の多様な主体の協働により実現されていくものです。したがって、それぞれの主体が景観づくりに担う役割を十分に理解し、その役割を果たしていくことが大切です。

